素案たたき台に対する御意見一覧

※1 R8.9.15開催　第2回青森県障がい者施策推進協議会 資料3−2
※2 R8.11.17開催　第3回青森県障がい者施策推進協議会 資料2−4

<当日配付資料>　資料2−2

下線部は、事前配付資料からの修正箇所です。

No.	「素案たたき台」(※1)のページ・項目	御意見・御質問	対応	「素案」(※2)の該当ページ・記載	所属団体名	委員名
1	P.30 (1)生活支援の充実／②権利擁護・苦情相談解決体制の充実 ②−1	知的障がい者など･･･自立した生活が送れるよう、成年後見制度を活用するとともに、県社会福祉協議会内に設置している「青森県地域福祉権利擁護センター」を中心として実施する日常生活自立支援事業の充実を推進します。 →成年後見制度の活用や県社会福祉協議会に設置していいる「青森県地域福祉権利擁護センター」が実施する日常生活自立支援事業の充実を推進します。という表現が的確ではないか。 ※活用するとともにという表現は成年後見制度を活用しながら日自も活用という誤解を生じるのではないか。	御意見を踏まえ、②−1の記載を、日常生活自立支援事業の充実を中心とした支援体制の記載に整理し、成年後見制度の利用促進は②−2に記載するよう修正します。	P.35 (1)生活支援の充実／②権利擁護・苦情相談解決体制の充実②−1「知的障がい者など判断能力が不十分な人の権利を守り、自立した生活を支えるため、「青森県地域福祉権利擁護センター」等が実施する日常生活自立支援事業の充実を図るなど、支援体制の充実を推進します。」②−2「保護者の高齢化等に対応するため、成年後見制度の利用促進について普及啓発を図るとともに、本人の意思決定を支援します。」	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子
2	P.30 (1)生活支援の充実／②権利擁護・苦情相談解決体制の充実 ②−3	苦情解決の仕組みに客観性を持たせ、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を確保して、利用者の権利擁護に係る取組を推進します。 →仕組みに客観性を持たせるというのは、施設、事業所における体制整備での第三者委員の設置の促進を言っているのか。そうであれば、施設、事業所等における苦情解決の体制整備において客観性を保つため利用者の･･･と記載した方がいいのではないか。	御意見を踏まえ、苦情解決の仕組みについて、事業者に苦情解決の責務があることと、第三者が加わった施設内での苦情解決の体制整備を促進することが分かる表現に修正します。	P.41 (2)福祉サービスの充実／⑤福祉サービスに関する苦情解決⑤−1「事業者に苦情解決の責務があることを踏まえ、法人が経営する全ての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる苦情解決の体制整備を促進し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を確保して、利用者の権利擁護に係る取組を推進します。」	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子
3	P.30 (1)生活支援の充実／②権利擁護・苦情相談解決体制の充実 ②−4	公正・中立な観点から第三者機関である「青森県運営適正化委員会」により苦情解決体制を充実して、当事者間では解決できない福祉サービスに対する不満や苦情を公正に解決し、適正なサービスの実現のための取組を推進します。 →公正・中立な第三者機関である「青森県運営適正化委員会」により当事者間では解決できない福祉サービスに対する不満や苦情を公正に解決するとともに、事業所等に対しての苦情解決体制整備を図り適正なサービスの実現のための取組みを推進します。と記載したらどうか。	御意見を踏まえ、苦情解決の仕組みのうち、施設内で解決できない苦情を運営適正化委員会が公正に解決することが分かる表現に修正し、施設内での体制整備との役割を整理します。	P.41 (2)福祉サービスの充実／⑤福祉サービスに関する苦情解決⑤−2「事業者による苦情解決の体制で解決できない不満や苦情については、公正・中立な第三者機関である「青森県運営適正化委員会」において解決を図り、適正な福祉サービスの実現のための取組を推進します。」	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子
4	P.30 (1)生活支援の充実／③障害福祉サービス等の充実 ③−5	労移行支援事業所、就労継続支援事業所･･･ →就労移行支援事業所、 ※ 就が抜けている	御意見のとおり修正します。	P.41 (2)福祉サービスの充実／⑥障害福祉サービス等の提供体制の充実⑥−5「就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労選択支援事業所及び就労定着支援事業所を計画的に整備し、教育、労働の各分野とも連携を図りながら、施設から就労への移行及び定着を図ります。」	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子
5	P.30 (1)生活支援の充実／③障害福祉サービス等の充実 ③−5	(意見)【誤字と思われる箇所の修正】 (現行(案)) ○ 労移行支援事業所～ (変更(案)) ○ 就労移行支援事業所～	御意見のとおり修正します。	P.41 (2)福祉サービスの充実／⑥障害福祉サービス等の提供体制の充実⑥−5「就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労選択支援事業所及び就労定着支援事業所を計画的に整備し、教育、労働の各分野とも連携を図りながら、施設から就労への移行及び定着を図ります。」	青森労働局	小野 仁
6	P.32 (1)生活支援の充実／⑤NPO、ボランティア等広範な市民活動の推進 ⑤−5	市町村社会福祉協議会を中心に、地域や近隣のボランティアを組織し、障がい者への見守り活動を支援します。 →簡単に組織するというのはいかがなものか。 市町村社会福祉協議会を中心に、地域や近隣の協力を得て共助のもと、障がい者への見守り活動を支援します。 と記載したらどうか。	御意見のとおり修正します。	P.37 (1)生活支援の充実／⑤NPO、ボランティア等広範な市民活動の推進⑤−5「市町村社会福祉協議会を中心に、地域や近隣の協力を得て、共助の下に行われる障がい者への見守り活動を支援します。」	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子

素案たたき台に対する御意見一覧

※1 R8.9.15開催　第2回青森県障がい者施策推進協議会 資料3−2
※2 R8.11.17開催　第3回青森県障がい者施策推進協議会 資料2−4

<当日配付資料>　資料2−2

下線部は、事前配付資料からの修正箇所です。

No.	「素案たたき台」（※1）のページ・項目	御意見・御質問	対応	「素案」（※2）の該当ページ・記載	所属団体名	委員名
7	P.32 (1)生活支援の充実／⑥障がい福祉に係る人材の育成及び資質の向上 ⑥-5	他の文言は障がい者だが、ここは障害のある人 文言の整理が必要ではないか。	御意見のとおり修正します。	P.39 (2)福祉サービスの充実／①障がい福祉に係る人材の育成及び資質の向上①-5「障がい者自身が、自らの体験に基づいて、同様の障がい者の相談に応じたり、社会参加や地域での交流、問題解決などを支援するピアサポーターを養成し、その活動を支援します。また、地域相談支援事業所等が円滑に「ピアサポート体制加算」を取得できるよう研修の充実を図ります。」	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子
8	P.34 (1)生活支援の充実／⑨医療的ケア児等への地域における連携体制の強化（⑨-3の追加）	⑨に、⑨-3として追加いただいたい内容として、発達障害児（者）の家族が集まり、子どもと親のコミュニケーションをより豊かにすることを目指した「ペアレント・トレーニング事業」「「ペアレント・プログラム事業」を開催するとともに、ご家族の気持ちに寄り添う「ペアレント・メンター事業」に取組む。 以上について、ご検討いただけますと幸いです。 ※発達障害者支援法のの中で、都道府県及び自治体による家族支援の充実を図ることが明記されています。 発達障害のあるご本人への支援と、そのご家族への支援は両輪であり必須である。県は、地域で発達障害児者のご家族を支援する支援者を養成するための研修会の開催など仕組みを作り、県で養成された支援者を活用するのが自治体の役割と整理されている、これをもって地域の支援体制整備推進を図ることが国の施策として示されています。	御意見を踏まえ、発達障がい児（者）への支援に、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの普及、ペアレント・メンターの養成や活動の支援に関する記載を追加します。	P.49 (4)障がい児への支援／②発達障がい児（者）への支援②-3「発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児（者）の保護者が、こどもの特性を理解し適切に関わることができるよう、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの普及に取り組むとともに、同じ経験を持つ親が相談に応じるペアレント・メンターの養成や活動を支援します。」	青森県発達障がい者支援センター「ステップ」	町田徳子
9	P.34 (1)生活支援の充実／⑨医療的ケア児等への地域における連携体制の強化 ⑨-1、⑨-2	⑨ー1、⑨ー2 ともに「医療的ケア児、重症心身障害児」の記述がなく、発達障がい児（者）の名称だけなのはなぜでしょうか？この後⑨ー3，⑨ー4となるのでしょうか？	医療的ケア児、重症心身障がい児、発達障がい児等への支援のうち、発達障がい児（者）に関する取組は「(4)障がい児への支援」に、医療的ケア児等に関する取組は「(5)医療的ケア児等への支援」に整理しました。御意見を踏まえ、医療的ケア児及び重症心身障がい児とその家族への支援として、関係機関の連携の充実や小児在宅支援センターによる相談支援等の記載を追加します。	P.51 (5)医療的ケア児等への支援／①医療的ケア児等及び重症心身障害者とその家族への地域における連携体制の強化①-1「医療的ケア児等及び重症心身障害者とその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携の充実、小児在宅支援センターによる相談支援、医療型短期入所事業所の増加促進等により、地域における連携体制を強化します。」	青森県重症心身障害児（者）を守る会	一戸由佳
10	P.35 (1)生活支援の充実／⑪障がい児入所施設における家庭的養育環境の整備 ⑪-1	⑪ー1 児童養護施設等では軽度の知的障がいや発達障がいのある児童が増加しており とありますが、障がい児が入所している施設には、重い障害のある子どもの入所施設も含まれるので、⑪ー2等として、重心、医ケア、重い知的障害や発達障がいのある子どもたちが入所する施設においても、障害の特性に応じて、できる限り家庭的環境の中で養育がうけられるように努めてほしいと思います。	御意見を踏まえ、重症心身障がい児、医療的ケア児、重度の知的障がい・発達障がいのある児童が入所する施設においても、障がいの特性に応じた環境の下で、できる限り家庭的な環境の中で養育されるよう支援する旨の記載を追加します。	P.49 (4)障がい児への支援／④障がい児入所施設における養育環境の整備④-2「重症心身障がい児や医療的ケア児、重度の知的障がい・発達障がいのある児童が入所する施設においても、障がいの特性に応じた生活環境の整備や、職員の確保・資質の向上等により、できる限り家庭的な環境の中で養育されるよう支援します。」	青森県重症心身障害児（者）を守る会	一戸由佳
11	P.37 (2)生活環境の充実／①福祉のまちづくりと生活環境のバリアフリー化 ①-1～①-10	①ー1～①ー10 までの中に、多目的トイレに関する具体的な記述がありません。病院、駅、文化施設、公民館等の多目的トイレ内の大人用ベッドの設置を強く求めます。重症心身障害児（者）が出かける際には、まず、「途中でおむつを交換できるトイレがあるか」でその場所に行けるかどうかを判断することが多いです。施設がバリアフリー化し、エレベーターが設置されても、多目的トイレに、大人用のベッドがあるか、そこに大型の車椅子と、介助者が入って、排泄の介助がスムーズにできるかを、事前に下見にいったりして決めることもあります。合わせて、場合によっては両親が一緒に入ることも多いので、男性用、女性用のトイレでなく、多目的トイレは独立して配置して欲しいとも思います。	青森県バリアフリーマップでは、多目的トイレの大人用おむつ交換台の有無を含むバリアフリー情報を提供しています。御意見を踏まえ、③-2として、多目的トイレ（大人用おむつ交換台を備えたトイレを含む）の整備状況をバリアフリーマップにより提供するとともに、多目的トイレ等が必要な人に適切に利用されるよう、県民への理解促進に取り組む旨の記載を追加します。	P.54 (6)生活環境の充実／③障がい者等用施設・設備の尊重と適正利用③-2「多目的トイレ（大人用おむつ交換台を備えたトイレを含む）の整備状況など、障がい者等が外出する際に必要なバリアフリー情報を青森県バリアフリーマップにより提供するとともに、多目的トイレ等が必要な人に適切に利用されるよう、県民への理解促進に取り組みます。」	青森県重症心身障害児（者）を守る会	一戸由佳

素案たたき台に対する御意見一覧

※1 R8.9.15開催　第2回青森県障がい者施策推進協議会 資料3−2
※2 R8.11.17開催　第3回青森県障がい者施策推進協議会 資料2−4

<当日配付資料>　資料2−2

下線部は、事前配付資料からの修正箇所です。

No.	「素案たたき台」（※1）のページ・項目	御意見・御質問	対応	「素案」（※2）の該当ページ・記載	所属団体名	委員名
12	P.37 (2)生活環境の充実／①福祉のまちづくりと生活環境のバリアフリー化 ①-10	他の文言は障がい者だが、ここは障害のある人 文言の整理が必要ではないか。	御意見のとおり修正します。	P.54 (6)生活環境の充実／②日常生活における配慮の促進②-2「警察職員に対し、障がい者に適切に対応できるよう、障がい及び障がい者に対する理解の促進と、あらゆる現場における相手の立場に立った警察活動を推進します。」	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子
13	P.43 (4)災害時における支援（福祉避難所について）	福祉避難所について 先日の協議会では、災害時、取り敢えず地域の指定避難所に一時避難をして、そこで必要に応じて、福祉避難所の開設や移動などを行うとのことでしたが、災害時は皆さんパニックになっています。特に、発達障がい・精神障がいのある方の中には雑多な人混みが苦手な方が多くいます。また、医療機器を使用している方や移動困難な障がいの方が何度も移動させられるのは物理的にもメンタル的にも大きなストレスになります。取り敢えず、命を守るための避難と言われても、その取り敢えずが出来ない・非常に困難であるのが障がい者です。ですから、私たちはそういう障がい者のために福祉避難所の早い段階からの設営と一回の避難で落ち着けるような仕組みを望んでいます。県庁や県民福祉プラザやアピオなど県の施設などのように、誰でも知っていて、いざという時はそこに避難できるという場所を、普段から指定してほしいです。避難指示が出たら、すぐにそこに避難できることがとても心強いし、安心です。支援者側も支援に入りやすいと思います。	福祉避難所の指定は市町村が行うものであり、県は、指定福祉避難所への直接避難等が行われるよう、また、要配慮者のために特別の配慮がなされた施設等が各市町村において事前に指定福祉避難所として整備されるよう、市町村の取組を支援することとしています（②-1、②-5）。御意見は、防災を所管する担当課に伝えました。	P.60 (8)災害時等における支援／②福祉避難所の確保と災害福祉支援体制の整備②-1「障がい者等避難行動要支援者が災害時に安心して避難生活を送ることができる環境を提供するため、要配慮者のために特別の配慮がなされた施設等が各市町村において事前に「指定福祉避難所」として整備されるよう取組を支援します。」 ②-5（修正なし。）	青森県精神保健福祉会連合会	桐原郁子
14	P.44 (4)災害時における支援／②避難所における情報伝達を支える人材の育成 ②-3	県民の自助・共助の取り組みを促進し・・・ →障がい者の自助・共助の取組支援がないように思う。障がい者の生涯学習としての防災教育や地域の防災組織とのつながり支援などを盛り込み、具体化する必要があるのではないか。	御意見を踏まえ、障がい者が地域の防災訓練や防災学習に参加し、自主防災組織等とつながりを持てるよう、市町村や障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等の取組を、防災部局と福祉部局が連携して支援する旨を、③-4として記載します。	P.61 (8)災害時等における支援／③避難所における情報伝達を支える人材の育成③-4「障がい者が地域の防災訓練や防災学習に参加し、自主防災組織等とつながりを持てるよう、市町村や障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等の取組を、防災部局と福祉部局が連携して支援します。」	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子
15	P.45 (4)災害時における支援／④福祉避難所への避難に向けた広域的な調整 ④-4	DPATのみが標記されていることに違和感を感じる。DMAT、DPAT、DWAT、保健師等が連携し、効果的に保健医療福祉が提供できるよう・・・という連携をイメージさせる文言が必要ではないか。	御意見を踏まえ、②-4に、DMAT、DPAT、DWAT、保健師等が連携し、保健・医療・福祉の支援を効果的に提供できるよう取り組む旨の記載に修正します。	P.60 (8)災害時等における支援／②福祉避難所の確保と災害福祉支援体制の整備②-4「災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害福祉支援チーム（DWAT）等が連携し、保健・医療・福祉の支援を効果的に提供できるよう、平時の研修や訓練により技能の維持・向上を図ります。」	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子
16	P.48 (5)医療等を要する障がい者への支援／③こころの健康づくりの推進 ③-3、③-5	自殺対策やひきこもり支援を進めるためには、市町村における包括的相談支援体制が整備されるよう県の支援が重要と考えるため、文章中の文言に「市町村における包括的相談支援体制の整備を支援する」旨の文言が必要ではないか。	御意見を踏まえ、③-5に、市町村における包括的な相談支援体制の整備を図る旨を追記します。	P.44 (3)医療の給付等を要する障がい者への支援／③こころの健康づくりの推進（自殺対策、ひきこもり支援対策含む）③-5「市町村におけるひきこもり支援の充実を図るため、県ひきこもり地域支援センター、多職種支援チーム等による後方支援を推進し、市町村の包括的な相談支援体制の整備を支援します。」	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子
17	P.52 (6)教育の支援体制の整備及び充実等 基本的方針	○3項目の下に、○どんなに障害の程度が重くても、学びや新しいことへの挑戦の機会を保障し、多様な生涯学習の充実を図る。という項目を入れられないでしょうか？重度の障害者が生涯学習の機会を保障される社会であって欲しいです。	御意見を踏まえ、基本的方針に、障がいの種類や程度にかかわらず、学びや新しいことへの挑戦の機会を確保し、多様な生涯学習の充実を図る旨を追記します。	P.62 (9)学校教育の充実 基本的方針4つ目の○「障がいの種類や程度にかかわらず、学びや新しいことへの挑戦の機会や生涯にわたって学習する機会を確保するため、多様な生涯学習の充実を図ります。」	青森県重症心身障害児（者）を守る会	一戸由佳
18	P.53 (6)教育の支援体制の整備及び充実等／①障がい及び社会的障壁の除去に関する理解教育の推進 ①-3	「障がい者の社会教育、生涯学習の充実」という具体性のある表現を用いてはどうか。	御意見を踏まえ、①-3の表現を「障がい児（者）の社会教育・生涯学習の機会の充実を図るため」と修正します。	P.63 (9)学校教育の充実／①障がい及び社会的障壁の除去に関する理解教育の推進①-3「障がい児（者）の社会教育・生涯学習の機会の充実を図るため、仲間作りや必要な知識の習得の場を提供するとともに、障がい児（者）を持つ保護者等の学習・情報交換の場を提供し、地域住民との相互理解、相互交流を積極的に推進します。」	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子

素案たたき台に対する御意見一覧

※1 R8.9.15開催　第2回青森県障がい者施策推進協議会 資料3−2
※2 R8.11.17開催　第3回青森県障がい者施策推進協議会 資料2−4

＜当日配付資料＞ 資料2−2

下線部は、事前配付資料からの修正箇所です。

No.	「素案たたき台」（※1）のページ・項目	御意見・御質問	対応	「素案」（※2）の該当ページ・記載	所属団体名	委員名
19	P.53 (6)教育の支援体制の整備及び充実等／①障がい及び社会的障壁の除去に関する理解教育の推進 ①-4	学校施設について、県立、市町村立を問わず、県教委、市教委が障がいのあるなしに関わらず、集える、また学び合える場所として開放してほしいと思います。	御意見として承り、担当課に伝えました。	該当記載は削除（学校施設を地域社会に積極的に開放したり、地域住民の学習活動の場として提供したりといった事業を県で行っていないため。地域住民や地域の児童生徒との交流についてはP.63①-3に統合して記載。）	青森県重症心身障害児（者）を守る会	一戸由佳
20	P.55 (7)雇用及び就労の促進 基本的方針（1つ目の○）	（意見）【文言整理】 （現行（案）） ○ 障がい者の雇用・就業を促進するため、障がい者雇用についての県民の理解を促進するとともに、各種制度の活用等による障がい者の雇用に取り組む企業への支援及び就労支援・就労定着支援体制の充実を図ります。 （変更（案）） ○ 障がい者の雇用・就業を促進するため、障がい者雇用についての県民の理解を促進するとともに、各種制度の活用等による障がい者の雇用に取り組む企業への就労及び定着支援体制の充実を図ります。	御意見のとおり修正します。	P.65 (10)雇用及び就労の促進 基本的方針1つ目の○「障がい者の雇用・就業を促進するため、障がい者雇用についての県民の理解を促進するとともに、各種制度の活用等による障がい者の雇用に取り組む企業への就労及び定着支援体制の充実を図ります。」	青森労働局	小野 仁
21	P.55 (7)雇用及び就労の促進 基本的方針（3つ目の○）	（意見）【誤字と思われる箇所の修正】 （現行（案）） ○ 働く意欲のある障がい者がその適正に応じて～ （変更（案）） ○ 働く意欲のある障がい者がその適性に応じて～	御意見のとおり修正します。	P.65 (10)雇用及び就労の促進 基本的方針3つ目の○「働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるようにするため、…」	青森労働局	小野 仁